

北九州市監査公表第15号

令和元年11月15日

北九州市監査委員	井上勲
同	廣瀬隆明
同	香月耕治
同	河田圭一郎

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類  
定期監査
- 2 措置を講じた局  
区役所まちづくり整備課
- 3 監査の期間  
平成30年11月9日から令和元年5月16日まで
- 4 監査公表の時期  
令和元年8月9日（令和元年監査公表第7号）

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 区役所

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア 財産管理</p> <p>(ア) <u>法定外道路の目的外使用許可について</u></p> <p>(小倉北区役所まちづくり整備課)</p> <p>法定外道路の目的外使用許可について、平成29年度、平成30年度ともに4月1日からの年度更新分全件について、8月以降に使用許可に係る決裁を行い、使用許可書及び納入通知書を送付していた。そのため、年度開始後相当の期間が経過してから使用料が納入されていた。</p> <p>市法定外道路管理要綱では、使用料の算定方法及び徴収方法は、市道の占用料の例によるとされており、市道路占用料徴収条例では、占用料は占用の期間が1年以下のものについては、許可をし、又は同意した際全額を徴収するとされている。更新分については、年度当初の更新時期にあわせて使用許可及び使用料の徴収を行うべきである。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>指摘された点について、平成31年4月更新分は4月中に使用許可書及び納入通知書の送付を行った。また、許可業務の内容を精査し、自動更新できるものは自動更新にする手続きを行い、事務の簡素化を図った。</p> <p>今回の指摘は、事務処理の遅延に対して進行管理や組織的にフォローする体制が整えられていなかったことが大きな要因である。</p> <p>そのため、他の類似した業務のマニュアルで対応していた本業務についても新たにマニュアルを作成し、担当者手順を再確認した。また、本業務を含めて年度末・年度初に集中する定例業務について進捗状況を管理するチェックシートを作成し、職員、係長相互で進捗を把握することとした。</p> <p>再発防止のため、平成31年3月に実施した課内の事務改善会議で当課職員に対して、指摘内容の周知を行い、令和元年6月には事務処理ミスの具体的な事例を示し、適正な事務処理の徹底を図った。</p>